

総合療育センター  
ひまわり学園の概要

診 察

- 小児科（小児神経科）
- 精神科（児童精神科）
- 整形外科
- リハビリテーション科
- 眼科
- 耳鼻いんこう科
- 歯科

※主に小児が対象です。

※手術や入院の設備はありません。

検 査

- 脳波検査
- X線検査
- 血液・尿検査
- 心電図検査
- 染色体検査
- 聴力検査
- 言語検査
- 心理発達検査

※診察後、医師の指示に基づいて行います。

※検査によっては、他の医療機関で受けていただくものもあります。

外来療育

- 理学療法
- 作業療法
- 言語聴覚療法
- 心理指導
- 早期療育グループ

※主に未就学児が対象です。

※状況により地域療育施設へ紹介となる場合があります。

児童発達支援センター

- 通所支援
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 相談支援

交通のご案内



路線バスの場合

大宮駅西口から：東武バス シティハイツ三橋行  
「大宮西警察署前」下車徒歩7分  
「県営住宅前」下車徒歩7分

外来送迎バスの場合

大宮駅西口ソニックシティ前から無料の外来送迎バスが出ています。  
(都合により運休することがあります。)

ひまわり学園発	9:30 12:10 ※17:00
	※水曜日運休
大宮駅西口 ソニックシティ前発	9:50 12:30

お車の場合

敷地内の駐車場をご利用ください。(無料)



さいたま市総合療育センター

ひまわり学園

のご案内



さいたま市総合療育センター

ひまわり学園

〒331-0052

さいたま市西区三橋6丁目1587番地

電話 048-622-1211 代表

FAX 048-622-4359

<開所時間>

月～金（休日・祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

## お子さんの気になることはありませんか？

- 手足など身体の動きがぎこちない。
- お母さんから離れられない。
- 発育が遅い気がする。
- 呼んでも振り向かない。
- 目が合わない。
- ことばが出ない。
- 行動に落ち着きがない。
- おもちゃに関心を示さない。
- お友達に関心がない。
- 幼稚園や保育所で集団に入れない。
- 発音がはっきりしない。
- お話が上手にできない。

## まずはお気軽にお電話ください。

お子さんの成長や発達のなかで気になるところについて、まずはケースワーカーにご相談ください。ひまわり学園は、成長や発達に心配があるお子さんの早期発見・早期治療を行い、医療・福祉が一体となって、お子さんの状態に合わせた療育を行っています。

専門的な判断をもとに、どんな手助けができるのか、今、何をしたらよいのか、これからどうすればよいのかを、保護者と一緒に考えていきます。

## ご利用にあたって

当センターは**予約制**です。あらかじめ電話などで、ケースワーカーにご連絡ください。

総務課 相談・支援係 048-622-1218



## 外来部門のご利用

診察でお子さんの様子を診ます。必要に応じて、医師から検査や評価、訓練の指示があります。

※ 外来部門（診察・検査・訓練）の費用は、各種健康保険が使えます。

（さいたま市子育て支援医療費等、各種医療助成の対象です。）

※ 乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・3歳）も行っています。

乳幼児健診のご予約：医務課 048-622-1734

## 児童発達支援センターのご利用

### 通所支援

#### 医療型児童発達支援センター つばみ

身体の不自由なお子さんの通所施設です。

#### 児童発達支援センター めぶき

精神発達に遅れのあるお子さんの通所施設です。

#### 児童発達支援センター わかば

難聴のお子さんの通所施設です。

どの通所施設も基本的には保護者との通所で、お子さんの状態等により通所日数・時間を決定します。

通所については申し込み順番制ではなく、お子さんの状態・状況を考慮し、ご希望を確認の上契約をすすめます。

### 保育所等訪問支援

保育所等に訪問してお子さんの集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

育成課 保育所等訪問支援担当 048-783-5618

### 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあり、通所支援を利用するための外出が著しく困難なお子さんのご自宅に訪問して、発達支援を行います。

育成課 居宅訪問型児童発達支援担当 048-783-5618

### 相談支援

相談支援専門員が通所支援や保育所等訪問支援などの福祉サービス利用について相談をお受けして、サービス利用の計画を立てたり、利用のためのお手伝いをします。

相談支援事業所 048-622-1223

※ 当センターは児童福祉法に規定される通所支援事業の指定を受けています。通所支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を利用する際には、お住まいの区の窓口で、障害児通所給付費支給申請を行い、サービス利用の計画案を提出し、支給決定を受けた（受給者証受領）後、利用する施設と契約を結びます。